

議第90号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第39号の3の次に次の1号を加える。

(39)の4 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請
に対する審査 1件につき27,000円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第39号の4の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

平成30年11月20日提出

三島市長 豊岡 武士